

令和元年度
(第40期事業年度)
事業計画

JAFBIC

一般社団法人日本食品・バイオ知的財産権センター

令和元年度事業計画

本年は、国内では新天皇即位、消費税の引き上げ、参議院選等が予定されており、我々の生活に大きな影響が出る事が予想されています。また海外に目を向けても、米中貿易摩擦や英国のEU離脱、中国景気の減速等、わが国の経済にもマイナスの影響を及ぼすことが懸念されています。

このような状況のなか、当法人は、食品・バイオに係る知的財産権の保全及び利用の促進を図り、知的財産権制度の適正な運営に資するとともに、国民経済並びに会員事業の発展に寄与するため、以下の事業を展開いたします。

また、会員企業ならびに知的財産権を取り巻く環境変化に対応しつつ、会員のみなさまにとってより魅力ある団体に成長するため、会員、特許庁並びに関連団体等のご意見も広く取り入れて各種施策を講じ、経営基盤をより強化し、広く会員を募るとともに事業活動の拡大・充実に努めます。

1. 主要会議

(1) 定時総会

開催予定日 令和元年6月13日(木)

- 主要議題
- ・平成30年度決算の承認に関する審議
 - ・理事及び監事の任期満了に伴う改選に関する審議
 - ・平成30年度事業活動に関する報告
 - ・令和元年度事業計画及び同予算計画の報告

(2) 通常理事会

開催予定日と主要議題

第1回通常理事会 令和元年5月24日(金)

- ・平成30年度事業報告(案)及び同決算報告(案)に関する審議
- ・理事及び監事の任期満了に伴う改選に関する審議
- ・その他、総会に上程する議案等に関する審議

第2回通常理事会 令和元年10月25日(金)～26日(土)

- ・令和元年度上半期経過報告
- ・令和元年度上半期収支状況と見通しについての報告

第3回通常理事会 令和2年3月19日(木)

- ・令和2年度事業計画(案)及び同予算計画(案)に関する審議

(3) 全体委員長会議

開催予定日 令和2年1月17日(金)

主要議題 ・各委員会の次年度活動計画の調整

※ この他、必要に応じて、臨時会議を開催いたします。また、議題については、上記主要議題の他にも、必要に応じ、随時、所要の議案を上程いたします。

2. 食品・バイオに係る知的財産権に関する調査及び研究

(1) 特許委員会 委員長 上野 洋平 (日清製粉グループ本社) 新任
委員会、特別研究部会、グループ活動

(2) 意匠委員会 委員長 櫻田 賢 (森永製菓) 新任
委員会活動

(3) 商標委員会 委員長 柴 亘 (キリン) 重任
委員会、商標実務研究部会、海外商標実務研究部会活動

(4) 関西委員会 委員長 新津 崇 (宝ホールディングス) 新任
委員会、特許グループ活動、商標グループ活動

(5) 模倣品対策委員会 委員長 櫻田 賢 (森永製菓) 再任
委員会活動

(注) 各委員会の令和元年度活動計画は本事業計画書末尾に記載しました。

3. 食品・バイオに係る知的財産権に関する資料の収集及び提供

(1) 商標出願抄録速報の提供及び調査

イ、商標出願抄録速報の提供

特許庁の提供する「公開・国際商標公報(インターネット)」から編集した「商標出願抄録速報(商品:第29類~第33類)」及び「商標出願抄録速報(役務:第35類~第45類)」の提供事業は当センターの主力事業のひとつですが、企業購読者が減っており、新たな利用者の発掘に努めます。

なお、一般財団法人生活用品振興センターの了承を得て、平成25年1月より当法人会員限定で国際商標分類第5類についても提供しております。

令和元年度計画数	115組 (平成30年度実績 112組)
----------	----------------------

ロ、調査関係

- ・商標指定商品の調査
- ・商標指定役務の調査

(2) 「拒絶文字商標集」の提供

知的財産権の普及・啓蒙の一環として、購入者の増加を図って参りましたが、ここ数年は販売実績も低迷しており、また、PCのOSのバージョンアップに対応するためには新たなソフトウェアの作成が必要となり、膨大な費用を要することから、本年4月以降は提供を中止いたします。

(3) 機関誌「食品特許」の提供

機関誌編集委員会 委員長 村上 斎（理研ビタミン）

当法人の機関誌として、知的財産情報の提供、知的財産意識の醸成、広報活動とその内容の充実に努めます。

発行回数	6回／年間
委員会開催回数	6回／年間
1回の発行部数	約300冊 提供内訳： 会員など 230冊， 国会図書館 1冊 特許庁 35冊， その他 43冊

4. 食品・バイオに係る知的財産権に関する講演会の開催

講演・研修準備委員会 委員長 勝沼 依久（味の素）

(1) 講演会

年度	区別	第1回	第2～5回	計
令和元年度		4月25日	未定	
参加者計画数	会員	45名	180名	225名
	非会員	5名	20名	25名
	計	50名	200名	250名

第1回講演会は「発明の日（4月18日）」記念講演とし、4月25日に開催しました。

なお、当法人は平成22年度より日本弁理士会の継続研修の認定外部機関となっておりますので、上記講演会は、いずれも日本弁理士会に提出する年間実施計画に計上しております。

(2) 特許中級講座

この特許中級講座は、従来、特許委員会主催で毎年開催されている『特許講座』とは異なり、当センター正会員の知財部門の中堅層を対象として、食品・バイオ分野に

おける先行文献サーチ戦略、強いクレーム・明細書作成術（食品用途発明含む）、審査・審判段階での有効な面接・拒絶理由通知対応方法、海外の最新実務を念頭においた外国出願スキルなどを磨くことを目的とし、20名程度の少人数で、与えられた課題について、受講者が自ら思考し作業する、討論・実習を中心にした自主参加型の講座を目指しており、特許委員会への所属の有無にかかわらず、正会員の従業員であれば、誰でも参加申込みをできることにしております。

昨年度は年2回開催しましたが、本年度は講師の業務が多忙になることもあり、年1回の開催を予定しております。開催時期につきましては現在検討中ですが、更に中身の濃い充実した講座とする予定です。

5. 食品・バイオに係る知的財産権に関する指導相談

主として会員企業からの知的財産権に関する一般的相談に応じます。また、弁護士や弁理士の専門的な知識が必要な場合には、賛助会員の弁護士や弁理士を紹介します。

6. 食品・バイオに係る知的財産権に関する係争事件解決の仲裁及び調停

会員が絡む係争事件に関しては、当事者からの申し出があった場合、ケース・バイ・ケースで対応いたします。なお、下記機関の利用も斡旋します。

- ①「日本知的財産仲裁センター」（日本弁理士会と日本弁護士連合会とが共同で設立した知的財産の紛争処理等を行なうADR（裁判外の紛争解決手段）機関）
- ②「知的財産支援センター」（日本弁理士会が運営する、知的財産権に係る情報提供・無料相談などの支援活動を行う機関）

7. 食品・バイオに係る知的財産権に関する行政に対する協力

普及企画委員会 委員長 竹本 一志（サントリーホールディングス）

- (1) 食品、バイオに関する事業内容を広くPRし、加入の促進を図ります。

令和元年度 新会員の加入促進目標

正会員	3会員
賛助会員	3会員
計	6会員

- (2) 特許庁等と連携しながら会員の知的財産意識の醸成、特許管理体制の強化を図り、特許行政への協力を行います。

- ・「特許審査の迅速化・効率化」「企業の知財管理の促進」などの広報活動協力
- ・特許庁等の要請により制度改正、条約加盟、基準の改定等の各種意見交換会に対応し、行政への協力を行います。

8. 企業における知財経営推進のための人材育成

知財経営推進人材育成事業運営委員会 委員長 引地 進（日清オイリオグループ）

昨年7月より「JAFBIC 知財経営推進人材育成研修」を開講し、本年3月末までの9ヶ月間に渡り研修を進めて参りました。（受講者13名）

研修では、各分野の高名な先生による講演会や具体的事例に基づくケーススタディ等を繰り返しながら、経営に資する知財人材の育成を図ってきました。

本年度は、昨年度に顕出された問題点を改善しながら、更に充実した研修を開催する予定です。

9. 優秀発明者の推薦

募集・受付担当 JAFBIC事務局

[推薦対象の賞・褒章]

(1) 知財功労賞受賞候補者の推薦

特許庁表彰の『知財功労賞』受賞候補者を推薦します。『知財功労賞』は「知的財産権制度関係功労者表彰」及び「知的財産権制度活用優良企業等表彰」を総称したもので、我が国の知的財産権制度の発展等に貢献した個人及び企業等を表彰する制度です。

(2) 文部科学大臣賞受賞候補者の推薦

- ①科学技術賞
- ②若手科学者賞
- ③創意工夫功労者賞

食品に係る科学技術に関する研究開発、理解増進等において顕著な成果を収めた方々を皆様から推薦頂き、本委員会に取りまとめの上、特許庁経由で文部科学省へ推薦します。

(3) 黄綬、紫綬、及び藍綬褒章受賞候補者の推薦

科学技術に係る黄綬、紫綬、及び藍綬褒章表彰で、文部科学省の表彰要領に従い、推薦します。

(4) 食創会「安藤百福賞」受賞候補者の推薦

食品産業の向上及び発展に寄与した技術について、優れた功績を挙げられた方々を会員企業・法人から推薦頂き、本委員会に取りまとめの上、食創会へ推薦します。

(5) (公社) 発明協会「全国発明表彰」・「地方発明表彰」受賞候補者の推薦

科学技術の向上と産業の振興に寄与することを目的に設けられている表彰で、優れた功績を挙げられた方々を会員企業・法人から推薦頂き、本委員会で取りまとめの上、発明協会の表彰要領に従い、発明協会へ推薦します。

特に、地方発明表彰は、各地方において優秀な発明、考案、意匠を完成された方々、発明等の実施化に尽力された方々、発明等の指導、奨励、育成に貢献された方々の功績を称え、顕彰するものです。

10. その他

(1) 法人化40周年記念事業等準備

当法人は令和2年に法人化40周年を迎えます。本年度は40周年記念事業や40年史の刊行等の準備を進めて参ります。

(2) ウェブサイトの充実

当法人のウェブサイトへアクセスする不特定多数の人に配慮して、透明性および公益性を高めるべく、必要なデータを逐次更新して掲載します。

以上